

平成25年度 第1回研修会アンケートにおける質問・意見等に対する回答

区 分		意 見 要 望 等	回答者	回 答
検 定 制 度 関 係	①	検定化にともない、型式取得用の検査、販売までにどれくらいの日にかが係るのか。	検定協会	原則として住宅用防災警報器の型式試験に関する標準処理期間2.5ヶ月（多機能のもの3.5ヶ月）、型式承認に要する期間及び型式適合検定の受検までの期間が必要です。
	②	データ審査方式による型式適合検定の対象品目が何であるかが良く理解できませんでした。教えて下さい。	消防庁	「型式適合検定の方法をデータ審査方式による方法とすることができる製造工程における検査の信頼性が確保されているものを定める件」（平成25年11月26日付け消防庁告示第20号）に規定されているように、感知器にあっては感度並びに住宅用防災警報器にあっては感度及び感知後の火災警報の作動に係る測定結果が製造工程において確実に記録されるものが対象です。
			検定協会	品目は、型式適合検定の方法をデータ審査方式による方法とすることができる製造工程における検査の信頼性が確保されているものを定める件（平成25年消防庁告示第20号）に規定される感知器及び住宅用防災警報器です。
	③	データ審査型式適合検定責任者の選任についても、どのような基準で選ばれるのか。気になり関心を持ちました。	検定協会	データ審査型式適合検定責任者の要件は、次の資格を有する方を御社から選任していただくことになります。 ①協会が別に定める講習の課程を修了した者 ②型式適合検定の実務経験を有する者
	④	データ審査型式適合検定責任者講習会は、何時開催され、誰でも参加できるのか。	検定協会	講習の受講対象者は、データ審査型式適合検定の申請者の方又は当該申請者から型式適合検定の受検業務を受託している会社の方でデータ審査型式適合検定責任者に選任される予定の方を考えております。 開催時期につきましては、第1回として平成26年3月4日に都内にて開催することを予定しております。
	⑤	データ審査の報告は、「FAX又はメール」とあるが、トラブル対策を打っているのか。通信障害やメール不達（メールサーバーでの受理負荷）等	検定協会	合理的な方法であると考えていることから「FAX又はメール」とさせていただいています。通信障害等が発生した場合は、他の手段による方法についてデータ審査型式適合検定責任者と協議し対応する予定です。
	⑥	住警器の（検）について、シール又はレーザー印刷についての詳細	検定協会	現在、検討しているところですが、関係工業会等からのご意見を踏まえて決めていく予定です。
自 主 表 示 制 度 関 係	①	現規格品の使用期限はH29.3.31となっていますが、これを無視した場合、どのような法令でどのような罰則になるのでしょうか。	消防庁	適合していない場合、消防法第21条の16の2の規定の違反に該当し、法第41条の規定が適用されます。
	②	①ホース・吸管の金具取付専門業者はどうするのか。 ②届出者自らが確認する場合と協会の品質評価の活用がもう一つわからない。消と消＋NS	消防庁	①屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準が制定されたことから、当該基準の対象となる消防用ホースに消防用ホース用結合金具が装着された部分は、強度試験及び耐圧試験に適合するものでなければなりません。 ②消防法令では、特段の差異はないです。

区 分		意 見 要 望 等	回答者	回 答
自主表示制度関係	②	①ホース・吸管の金具取付専門業者はどうするのか。 ②届出者自らが確認する場合と協会の品質評価の活用がもう一つわからない。消と消＋NS	検定協会	①金具取付専門業者の受検は可能ですが、受検に伴う設備が必要です。 ②協会の品質評価を利用いただければ、消防法令に定められている事項は、満足することとなります。しかし、当該評価を利用されない場合は、御社において、消防法令に違反しないように書類等を整備して確認していただければよろしいと考えます。 中立公正な第三者機関の評価の証として、是非、NSマークをご活用ください。①金具取付専門業者の受検は可能ですが、受検に伴う設備が必要です。
	③	自主表示制度について、評価は任意だが表示制度が義務、結局義務となって鑑定制度を複雑にしたいだけでは。	消防庁	中立公正な第三者機関の評価の証として、是非、NSマークをご活用ください。
			検定協会	自主表示対象機械器具等は、規格に適合する旨をメーカ自らが表示しなければ販売できない制度という事です。一方、評価は義務でなく、評価を受けたものに対して自主表示に加え、評価済の表示(NSマーク)が付されることとなります。中立公正な第三者機関の評価の証として、是非、NSマークをご活用ください。
	④	自主表示対象品の試験番号を更新する場合、手数料が発生するのか。発生する場合、1型式あたりどの程度の金額となるのか。	検定協会	自主表示対象機械器具である動力消防ポンプ及び消防用吸管について更新に係る手数料を定めておりますので、それに準じる方向で検討しております。
	⑤	エアゾール、消防用ホースについては、自主表示の義務だけで、品質評価の任意については、必要ない制度のように感じました。	検定協会	品質評価の品目は、任意で受検していただいております。今後も皆様の製品について、中立公正な第三者機関の評価の証として、是非、NSマークをご活用ください。
	⑥	自主表示対象品違反の罰則の詳細が知りたい。	消防庁	消防法第21条の16の2の規定に違反した者は、第41条及び第45条の適用、法第21条の16の3第2項の規定に違反した者は、第41条及び第45条の適用、法第21条の16の3第3項の規定に違反した者は、第43条の4及び第45条の適用、第21条の16の4の規定に違反した者は、第46条の5の適用、第21条の16の5の規定に違反した者は、第44条の適用、第21条の16の6の規定に違反した者は、第41条及び第45条の適用、第21条の16の7の規定に違反した者は、第44条の適用します。
消防リコール制度関係	①	消防リコール制度と経済産業省との関連、消費者庁との関連はどうなるのか。特にNITE(製品評価技術基盤機構)への消費者事故情報の報告に適用となるのか。消安法に基づく重大、非重大事故の判断について、消防製品以外で相談した事例が過去にあるが、今後は、消防製品も同様に考えてもいいのか。消防法対象外なので、消防庁に相談すればいいのか。	消防庁	消防用設備等及び消防関係製品に関するリコール等の報告については、「消費生活用製品のリコールハンドブック」等を参考としながら、当庁と十分相談の上実施するようお願いいたします。 なお、消防用設備等及び消防関係製品に関する不具合・事故等に係る情報の報告については、消費者安全法において、都道府県知事及び市町村長は被害の拡大のおそれのある消費者事故等が発生した旨の情報を得た場合は、内閣総理大臣に通知することとされていますが、都道府県知事及び市町村長等から直接内閣総理大臣に通知することに代えて、消費者庁長官が適当と認める方法により通知することが認められていることから、消防機関の収集した消費者事故等に係る情報については、消防庁において情報を集約し、消費者庁へて通知しております。

区 分		意 見 要 望 等	回答者	回 答
消 防 リ コ ー ル 制 度 関 係	②	リコール制度について検定・自主表示の適用等について、地方公共団体等とはどこまでの範囲でしょうか。自治会及び自主防災組織は含まれるでしょうか。	消防庁	消防用設備等及び消防関係製品に関する不具合・事故等に係る情報の消防庁への報告について（平成22年消防予第156号）により、消防機関（消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する機関をいう。ただし、消防団を除く。）の収集した消費者事故等に係る情報については、消防庁において情報を集約します。
	③	リコール等の責任について、組み合わせたの製品で一部部品が不正の場合、誰が責任者となるのか。	消防庁	経済産業省作成の「消費生活用製品のリコールハンドブック」によると次のとおりです。部品製造事業者以外に外注した部品の不具合が原因で事故が発生した場合であっても、リコールは完成品について実施されるものであることから、リコールを実施する事業者は原則として完成品の製造事業者になります。部品・原材料製造事業者は、完成品製造事業者が実施するリコールに係る、諸費用の分担等につき、必要に応じ対応することが求められます。しかし、消費者に対して責任をもって対応するのは、部品に原因がある場合でも、原則、完成品製造事業者です。
検 定 ・ 自 主 表 示 制 度 共 通 関 係	①	検定と自主表示の違いが良くわかりません。自主基準と評価表示との違いも含めて良くわかりません。鑑定制度の名称を変えただけとはなりません。	消防庁	②協会の品質評価を利用いただければ、消防法令に定められている事項は、満足することとなります。しかし、当該評価を利用されない場合は、御社において、消防法令に違反しないように書類等を整備して確認していただければよいと考えます。
			検定協会	検定は、総務大臣の型式承認がなされ、その後の型式適合検定を受け、合格した旨の表示が付されたもののみの販売できる制度であり、自主表示は、規格に適合していることを自ら確認し（第三者も可）、適合している旨の表示をしているもののみの販売できる制度です。
	②	平成26年4月1日改正について、総務省消防庁は一般ユーザーにどのように周知するのか。	消防庁	必要な情報については、消防庁のホームページに掲載する予定です。
消 防 設 備 関 係	①	消防用設備等の点検報告が、大変悪いのが現状かと思います。今後この点検率の向上が予防行政の急務かと思っています。	消防庁	報告率が低い現状について詳細な分析を行い、その原因を明らかにした上で、点検基準の見直しを含めて、点検報告を促進させる方策を検討いたします。
	②	こうした研修は業者のみでなく、消防機関も入って行すべきである。消防は、多分予防担当課長会議等で実施していることと思うが、指導査察がついて行かない。消防法は性善説で使う、造られているが、コンプライアンスはズいぶん立ってからである。火災で犠牲者が多数出る都度法改正では良心的に営業している業者がたまらない。もともと令別表等用途に合わせて消防設備の設置基準があることが問題。	消防庁	貴重なご意見ありがとうございます。今後の業務の参考にさせていただきます。
	③	認知症高齢者グループホームについて、原則全ての施設にSP設置することとなっていますが、特例を認めては終始が付かないと考えます。逃げ道を作るべきではないと考えます。	消防庁	貴重なご意見ありがとうございます。今後の検討の参考にさせていただきます。

区 分		意 見 要 望 等	回答者	回 答
消防設備関係	④	救助袋(認定品)について。認定が開始されてから(S57)長い年が経過していますが、未だに非認定品が設置されている。非認定品は失効にすればと思いますが、いかがでしょうか。(点検で不良を挙げてもそのままである。)	消防庁	認定を取得していないものに対し、認定の効力を失わせることはできません。また、認定を取得することも義務ではないため、告示に適合しない部分があれば必要な措置を講じてください。
	⑤	検定等の趣旨から外れてしまいますが、消防法で消防設備士制度というものがありながら、建築基準法ではH23から建築確認の際、消防用設備は、設備設計1級建築士の設計又は承認が必要とされています。消防用設備を消防法以外の資格保有者でなければ設計し、建築確認の書類を設計・承認できないということはおかしいと思います。行政はどのように棲み分けて考えているのか、なにか情報がありましたら御教示下さい。	消防庁	貴重なご意見ありがとうございます。設備設計1級建築士を所管する国土交通省に伝えます。
	⑥	ホースの長さの規定について、歩行距離ではなく水が掛けられる距離とのことですが、○で囲まれる範囲ではなく、歩行距離+法令上の放水距離ということでしょうか。	消防庁	「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について(通知)」(平成25年3月27日付け消防予第121号)1(3)に記載のとおり、今回の改正は、「実際の消火を考えた場合に、防火対象物のどの部分にも有効に放水することができなければならないため、屋内消火栓設備等による未警戒部分が生じないように適切な長さのホースを用いるべき旨を明確化したもの」であり、既存のものの改修が必要となるような規制強化を想定したものではありません。したがって、消防用ホースの長さについては、従前と同様に防火対象物の形状、放水距離等を考慮し、防火対象物の実態に応じて設ける必要があるため、詳細については、管轄の消防本部又は消防署に相談してください。なお、当該内容については、消防庁ホームページのよくある質問とその答えにも掲載しております。
	⑦	従来より、ホースの長さを延長して設置して良いと指導される消防署もありますが、今回の文面では、これを容認するような文言とも受け取れます。本来の意味であると思われる設置位置を適正に行う旨を周知していただきたい。* 現行の易操作、2号、補助散水栓でも上記のような指導がある場合があるが、未受検品しか設置できないのが現状であり、操作性についてはあまり考慮されていない。	消防庁	「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について(通知)」(平成25年3月27日付け消防予第121号)1(3)に記載のとおり、今回の改正は、「実際の消火を考えた場合に、防火対象物のどの部分にも有効に放水することができなければならないため、屋内消火栓設備等による未警戒部分が生じないように適切な長さのホースを用いるべき旨を明確化したもの」であり、既存のものの改修が必要となるような規制強化を想定したものではありません。したがって、消防用ホースの長さについては、従前と同様に防火対象物の形状、放水距離等を考慮し、防火対象物の実態に応じて設ける必要があるため、詳細については、管轄の消防本部又は消防署に相談してください。なお、当該内容については、消防庁ホームページのよくある質問とその答えにも掲載しております。
	⑧	特殊消防用設備の申請手続き、費用ともハードルが大変高く実施が難しい。もう少し運用しやすい制度へと検討してほしい。	消防庁	貴重なご意見ありがとうございます。今後の業務の参考にさせていただきます。
その他	①	検定協会の自主基準はいつ頃策定予定ですか。	検定協会	手数料は事務費用、委員会経費の実費を勘案して算定しております。また、申請手続き等については、事前評価を取入れ、円滑な対応ができるように、規程類の整備作業中です。
			検定協会	住宅用防災警報器に接続する補助警報器及び中継装置の自主基準については、年度内にとりまとめ来年度より運用したいと考えております。

区 分		意 見 要 望 等	回答者	回 答
その他	②	広範囲型2号消火栓の販売時期は	検定協会	協会は、試験機関であるため、販売時期については、回答できかねます。
	③	住警器リース・レンタル場所を変更で検定品にする必要。業者のみの規制。住民が寝室を変えた。購入したばかりのものを新築、増築した寝室に設置したい。これも検定品にする。消防法をもつと強くしないといつも犠牲者は弱者ばかり。診療所増改築してもオーナーはもちろん、建築業者、設備業者も知っていて知らないふりをする。これを行政ばかりが認知、検査、連絡不足としては悪徳業者のやりたい放題。調達に関するものは調達書に記載されているなら売る側からの助言と意図ある経費節減なので自治体にも罰則を適用しないとおかしい。この資料が無料なのはすばらしい。火災学会とは異なるのがよい。組織の差だね。	消防庁	貴重なご意見ありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。